

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書

2018年4月からの国民健康保険都道府県単位化に向けて、厚生労働省は昨年10月に事業費納付金及び標準保険料率の簡易計算システムを都道府県におろし、11月末と1月末の2回の試算を報告することとしていました。しかし、いまだその試算内容が明らかにされず、各市区町村は来年の保険料がどうなるのかさえ議論できない状況となっています。

保険料がどうなるのか、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題です。各市区町村には低所得者の保険料を軽減するなど地域の実情に応じて制度を定めてきた歴史があるにもかかわらず、いまだ具体的な数字が出されず何の説明もないまま国民健康保険事業方針だけが決定されようとしていることに対し、以下の内容について実現していただくよう要請します。

記

- 1 事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること。
- 2 2018年度以降も、現在以上に保険料を上げないこと。払える保険料にすること。
- 3 一般会計法定外繰入、保険料決定など、市区町村における独自の権限を侵害しないこと。
- 4 準備が整わないままの拙速な実施はせず、延期することも検討すること。
- 5 国に対し、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月27日

糸 満 市 議 会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、沖縄県知事